

特別連載 アジ研の50年と途上国研究

第12回 アジア法研究の確立に向けて

やす だ のぶ ゆき
安 田 信 之

はしがき

安田信之氏は、1943年生まれ。大阪市立大学法学部卒業後、アジア経済研究所研究員（1967～92年）、名古屋大学大学院国際開発研究科教授（1992～2007年）を経て名古屋大学名誉教授。現在、関西大学政策創造学部教授（2007年～）を務める。

アジア経済研究所在職中に、アジア法の認識枠組みとして3法理類型論を提唱されるなど、アジア法研究の方法論について理論を深化されてきた。現在では、「安田理論」として知られる方法的枠組みは、3つの法理（共同法理、市場法理、指令法理）と3つの社会（共同社会、経済社会、政治社会）、2つの力（社会の凝集力、市場の力）、そして法の三層構造（規範としての法、制度としての法、文化としての法）からなっている。安田氏は理論にとどまらず、この枠組みを応用してアジア法の分析に取り込まれており、数多くの業績を残されている。アジア法研究の第一人者として、アジア法学会設立にも尽力され、初代表理事を務められた。

インタビューは、2010年8月30日にアジア経済研究所に来所いただき、法・制度研究グループの小林昌之、今泉慎也、山田美和の3人を聞き手として行われた。

（アジア経済研究所開発研究センター・小林昌之・今泉慎也・山田美和）

法研究に対する関心はおありになりましたか。

I アジ研入所前

——アジアとの接点——

——本日は安田先生がアジ研の法律研究にどのようにかかわってこられたのかおうかがいすることを通しまして、途上国法研究に対するお考えなどをお聞きできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、アジ研に入る前のことですが、前からアジア

安田 いや、まったくなかったというのが真実です。大阪市立大学の法学部を1967年に卒業したわけですが、地方大学でしたが、経済研究所というのがありまして、当時から尾崎彦朔先生を中心にインド研究で結構いろいろな業績があったみたいです。けれども、これについてはアジ研に入ってから知ったことで、在学中はまったくそういうことは知りませんでした。

あの当時、大阪市大は関西では学生運動とアルバイトで有名な大学でして、この2つには結構付き合いました。学生運動は当時新左翼系が支配セクトで、それにシンパシーを感じていましたが、セクトには入りませんでした。そういうグループがあって、ノンセクトラジカルをパロディ化して「ナンセンス・ドジカル」と称して、デモなんかには結構参加していました。

教養課程では授業にはあまり出ませんでした。勉強はよくした方だと思います。1963年春、大学に入ってすぐに「政治法律研究会」という法学部のサークルに入って、当時市大におられた下山瑛二先生（のち東京都立大学など）にチューターになっていただいて、教養部の2年間、法学、政治学の本を輪読しました。覚えているのは、渡辺洋三の『憲法と現代法学』（岩波書店 1963年）、ルソーの『社会契約論』、川島武宜の『所有権法の理論』（岩波書店 1949年）などです。まだ法律を知らない教養学生にとっては最後の本は非常に難解で、合宿で音読させられた記憶があります。

そういえば、2回生の夏休み、たしか1964年だったと思います。教養の1、2回生ばかり10人足らずで、四国の西祖谷山村というところに憲法意識調査に行きました。今考えてみると、なんで一所懸命アルバイトでお金を稼いで山村にわざわざ憲法調査に行くのかと、馬鹿げているのですが…、真面目にそう考えていたのです。汽車を乗り継ぎバスに数時間揺られて着いたのは完全な山村。当時200人弱の中学卒業生のうち、村に残ったのは1人か2人の障害者の方でした。数人が町の寄宿の高校に通って、残りは京阪神を中心に、集団就職という状況でした。憲法調査なんかそっちのけで村の開発を

どうするかなどと侃々諤々で議論していました。そのときの村のイメージがおそらくアジアというものの認識に潜在的に影響を及ぼしているのかもしれない。

——今の「憲法意識調査」ですけれども、実際に憲法の意識調査もされたんですか。

安田 やりました。成果はガリ版で数十ページの報告書を作った。行政法の先生が非常に褒めてくれたという噂を聞きましたが、現物はもうありません。

——具体的にどういう調査項目でやっていたんですか。

安田 その頃、モデルがいくつかありました。あの当時は、学者の間でも、憲法の意識調査って流行っていたようです。たしか小林直樹先生の『日本における憲法動態の分析』（岩波書店 1963年）などをみながら調査票を作りました。社会調査法の本を読んだりして仲間が住んでいた奈良でサンプル調査までもしました。でも、村の生活は憲法なんか関係なくて、回答が「わからない」ばかりで、往生した記憶があります。

教養の頃はそういう好き勝手なことをしていました。専門課程に進学するときに、コースを選ぶのですが、当初は公法・政治コースを考えたんだけど、選んだ人には叱られそうですが、この分野はどうもあんまり勉強しなかったってカンでやれば単位が取れるのではと思って、条文をきちんと読まないで議論できない私法コースを選びました。川島武宜の『所有権法の理論』がわからなかったこともあったかもわ

かりません。幸い、法社会学で若手のホープとされていた甲斐道太郎先生が来られていたので、躊躇なく先生のゼミに入りました。でもゼミで実際にやったのは民法判例研究という地味なものでした。もっとも4回生のとき、3回生のゼミで先生が例の『所有権法の理論』を読むということで参加させてもらいました。ここでは一度読んでいたものですから、「商品の物神性」を当時流行っていた「疎外論」で解釈したりして、先生をあきれさせていたのではないのでしょうか。

学部時代の活動としては、そのほか、当時、旧制三商大であった一橋大学、神戸大学の法経済学部の間で回り持ちで3大学討論会というのがあって、これには2回生から参加していました。論題は、2回生のときは一般討論でたしか「福祉国家批判」でしたが、3、4回生のときは民法の判例研究でした。

4回生になったとき、当時『岩波講座現代法』が出始めたのではないかと思うのですが、その第7巻渡辺洋三編『現代法と経済』（岩波書店 1966年）を読みながら、『所有権法の理論』の第5章（「資本としての所有権」）だと思うんだけど、近代法所有権法から現代企業法論への展開がなされているのですが、このような視点から「商法」、「経済法」を勉強するのも面白いということを漠然と考えていました。当時、商法の大家の西原寛一先生は退職されていましたが、会社法の講義には来られていて先生の「企業法論」の話聞いていたことも影響していたのかもしれませんが。当時は学界でもマルクス主義の影響が強かったのですが、「国家独占主義」体制下での現代法を理解することに惹かれていました。考えてみると、これはその

後の「福祉国家」とパラレルにある「開発国家」という私の現在の途上国理解につながっているようです。

——大学時代にはアジア法に対する関心はあまりなかったということですよ。学生時代アジアとの接点はなかったのですか。

安田 まったくアジアという視点はなかったです。当時の学生運動では、「日韓闘争」というのがありましたが、学生は韓国社会にはほとんど関心がなく、むしろ「日帝の復活」という日本の問題として認識されていたのではないのでしょうか。後半からはベトナム反戦運動が次第に盛んになり始めていたけれど、ベトナムとはどういう国なのかについては真面目に考えなかったですね。そういえば入学当初、中国核実験問題がありましたけれど、既成の左翼がなぜ反対に躊躇するのかよくわからなかったという記憶がありますが、やはり中国そのものには関心を持たなかった。パールバックや魯迅はよく読んでいたのですが…。この頃から文革が始まっているのですが、それに関心を持ち始めたのはアジ研に入ってからです。当時の法学部の学生は、やはりヨーロッパ中心主義だったようです。法学部の第2外国語はドイツ語とフランス語——それにロシア語があったかなあ——だけだったと思います。ドイツ語の勉強は少しはやりましたが、中国語や韓国語を勉強することなど思いもよりませんでした。

——そうしますと、今、入所の話が出ましたけれど、アジ研の存在というのは、大学のときから…。

安田 まったく知らなかったですね。4回生になると将来を考えねばならないのですが、企業への就職はまったく考えていなかった。漠然と大学院でも行こうかという気持ちで、就職活動をする学生を横目でみていました。当時は周囲に司法試験を目指す学生が結構いて、私も一応民法専攻ですから、特別に指導を行っておられた椿寿夫先生の特別ゼミに参加したりしていました。ただ法曹界に魅力を感じていたわけではなく、厚かましい話ですが、一種の保険として勉強していました。みんなと一緒に5月に受けたんだけど、見事に一次の短答式試験に落ちた。それで大学院受験の準備をしなければ、と思っているうちに少し遅れて受けた国家公務員上級試験（現在の国家公務員採用I種試験）の合格通知をもらいました。いろんな官庁から案内状が来たんだけど、どう対処していいかわからないので放っておいたら、人事院から呼び出しがきました。夏休みに入っていたと思います。上京して人事院に行くと、たしか残っている官庁のリストを与えられて、連絡して面接してもらえということでした。

どうしていいかわからずに、当時都立大学に移られていた下山瑛二先生の浦和のお宅にご挨拶かたがた相談に行きました。先生にそのリストをおみせしたところ、官庁の下に挙げられていた、たしか推薦機関（当時の特殊法人）の中に「アジア経済研究所」という名を見つけられた。当時、先生は何らかの理由からアジ研をご存じだったのでしょう。ここは、東畑精一先生という有名な方が所長をやっておられて、優秀な研究者も数多くいて、研究をやるにはいいところだと教わりました。

記憶に間違いがなければ、下山先生のご自宅

を退出してすぐにアジア経済研究所に電話をかけたんですね。考えてみれば無茶苦茶ですね。自分がどんな研究をやりたいのかまったく考えていなかったのですから。そうすると即座に2、3日後に面接するという話をいただきました。面接について覚えていることは、真ん中におられる年配の方が、「君、訴訟法は好きかね」と質問された。私は、訴訟法・手続法というのは面倒くさいのに哲学がないと思いこんでいたので、「あんなもの大嫌いです」と答えました。その方は東畑先生で、先生が「訴訟法ができない人間は法学なんてやる資格はない」と常々おっしゃっていたことは、後になって、たしか桜井雅夫さん（のち慶應義塾大学など）から聞きました。

早く帰阪したいという気もあって面接当日に結果はどうなっているのか電話でお尋ねしました。これも非常識なことですが、電話で対応していただいた桜井謙悦さんだったと思いますが、有望だというお答えをいただいた。これに「有望では困るんです。受かったか落ちたかを知りたいのです」とさらにお聞きした。もっと非常識ですよ。桜井さんは中座されたけれど、すぐに戻ってこられて、「受かりました」ということになりました。まるで押し売りですよ。翌日かに身体検査をして晴れて内定ということになりました。アジ研の存在を知って1週間足らずで入所したことになりますね。

II アジ研入所後

——初めてのアジア法研究——

——アジ研に入られてから最初の配属はどちらですか。

安田 採用は法律職ということでしたが、法律をやる人間は私一人しかいませんでしたので、最初から投資資料調査室というところに配属されました。当時新人の調査職は、全員研修室で6か月くらい研修期間として、例えば、国民所得論の宮沢健一先生とか、かなり有名な先生方に毎週来ていただいて研修をやっていました。研修には参加したのですが、経済学についてはまったくよくわからなくて、結局理解できたのは、坂本太郎さんかな、後進国経済論というものだけだったです。マルクス経済学とか社会経済学的な話だったですから、あとは近代経済学で中にはまったく理解できない数式を使うのもありました。

配属当時は、研修もあるということで研修室に自由に入出入りして、当時十数人いた新人調査職の人たちからいろいろ途上国の話を聞き、次第に途上国問題への理解を得ることができました。特に地方出身は私のほかは大阪大学出身の今岡日出紀さん（現島根県立大学）だけだったということもあって、彼とはずっと親しくさせてもらいました。当時はほとんどが学部出身者だったのですが、アジ研の英語の試験が難しかったせいもあってかみんな英語ができ、なかには席で英字紙を広げている人もいました。公務員試験での択一の英語しか知らなかった私にはこれがかなりのコンプレックスで、それは今も続いています。

同期入所はおそらく事務職も含めて25人くらいいました。みんなで飲み会に行ったり、高尾山に登ったり、結構楽しく過ごしていました。

当時の投資資料調査室は、伊藤禎一さん（のち東京経済大学、故人）が室長で、それに桜井雅夫さんが主任で直属の上司でした。ほかに1

年前に入られた相沢（北村）かよ子さん（のち拓殖大学）がレファレンス担当、それに谷垣雅子さんが庶務担当でおられた。もしかして加藤孝明さんもおられたかもしれません。それに、通産省や開銀からのシニアの出向の方が何人かおられました。当時、どうも投資資料調査室そのものは一種の鬼子のような存在だったらしく、当時の調査研究部の人の中には、企業に直接奉仕するのはよくないなどとあからさまに問題視する人もいました。でもそんなことはあまり気にせず、同期の仲間と研究会をやったり、調査研究部の部内研究会での先輩専門家たちの議論を傍聴したりしていました。今考えるとその過程で次第にアジアについての知識を得ていったのでしょね。

——この投資資料調査室ができた背景って、何かあるんでしょうか。

安田 それはもう桜井さんが一番よくご存じだと思いますが、当時、日本の企業の対外進出が盛んになりつつあった時期ですから、それへの情報サービスの一環として設けられたのではないのでしょうか。そのせいでもあるのですが、図書資料部に属しており、「資料調査」という奇妙な位置づけがなされていました。また、出向の人が多いという点でもほかの部室とは異なっていたようです。

たしか、入所当初、法律関係では、桜井さんを中心に「国際投資法調査委員会」——なぜか「研究会」ではなくこの名称が付けられ、また例えば期間も1年とするなどある種の差別化が行われていたようです——がおかれ、私はその手伝いをしました。そのほかに各国の「投資概

観』を作成するという仕事がありました。これは出向の方たちがやっておられました。たとえば、日本開発銀行から来た大杉一雄さんは『インド——経済と投資環境——』（アジア経済研究所 1968年）を作っておられて、少し遅れて途中入所された森健さん（のち獨協大学）がこれを手伝っておられました。私も資料の翻訳を手伝いましたが、あの本は、当時のインド経済研究書としてもすごく立派な資料だと思いますね。

——そうしますと、入所したあと研修を受けられて、その後、最初に携わられた仕事というのは。

安田 最初の1年は先ほど話しましたように、桜井さんの研究会のお茶汲みをやっていました。たしか池田敏男先生が主査で、国際経済法の専門家の先生方が参加されておられました。新人研修としては、ヌオググというアフリカの学者の国際投資法の翻訳をして、桜井さんにみてもらったりしました。また、当時新しく制定された「フィリピン投資法」の下訳を担当して、クリスマスイブの日遅くまで残って、桜井さんに真っ赤に直されたという記憶もあります。考えてみればあれはアジアで最初の投資法かもしれませんね。ただ、桜井さんも伊藤さんも私には国際法関係は期待していなくて、会社法が契約法をやるような話は聞いていました。

——しばらく投資環境の一環としての法制調査が進められ、一連の研究会、会社法、契約法、労働法があったようですが、谷川久先生の研究会から研究活動が始まったということですか。

安田 国内法といっても、どのような法律を対象とするかについては、桜井さんの頭の中には長期的な計画があったようです。1968年度に会社法をやることはかなり早い時期に言われていました。2年間の計画で1年かけて概説を作り、2年目は関係法令の翻訳を完成させるということも決まっていたように思います。

脱線しますが、問題はどこの国をやるかということでした。これはある意味では一生を左右する問題でしたが、お話したように私は、当時アジアに対する知識はまったくなかったわけです。たまたま池袋の人生座かどこかで「アルジェの戦い」がかかっている、それを観てアルジェリアに惹かれて、そこをやると言って伊藤さんや資料部長の梶田勝さんを手こずらした記憶があります。当時、尾崎彦朔先生たちの「国家資本主義論」が盛んで研修のつもりで関係論文を読んでいるうちにアルジェリアの物を見つけて、そのモデル国としてやりたいという屁理屈をこねて、勝手に日仏会館でフランス語の勉強を始めたりにして困らせていたようです。お二人からそれなら本場のインドをやるべきだと逆に突かれてアルジェリアをやる夢は見事破綻して、結局インドをやることになりました。

——当時、アルジェを選んでいたら今と違ったアジア理論になっていたかもしれないですね。

安田 そうなんです。もっとアラブ的になってね。後のアジア法の3法理とか共同法理というアイデアは出てこなかったでしょうね。イスラム法でもやっていたかなあ。

——ちなみに、桜井さんはブラジルでしたよね。

安田 ええ、そうでした。帰国後まもなくだったのではなかったでしょうか。そういうこともあってか、この対象国論争にはあまりコミットされなかったみたいです。当時の印象としてはアジアの投資法に強い関心を持っておられたように思います。

——主査の谷川先生とのご関係は？

安田 先生はその数年前まで大阪市大におられたことがあり、そこで商法Ⅳだったか海商・保険の講義を受講していましたが、もちろん先生は私のことなど記憶されておられませんでした。桜井さんは、『岩波講座現代法』の先生の商取引の論文^(註1)を高く評価されていましたから、私の研修も兼ねてお願いしたのではないのでしょうか。会社法の後契約法の主査もしていただいたから合計4年間みっちり絞られました。当時の法学者としては当然の考えだったようですが、アジアの特に商事法制は旧宗主国の法制をそのまま移植したものにすぎないから、その母国の法をしっかり勉強しなければならない、ということでイギリス会社法や契約法についてはいろいろ勉強させられました。また、単なる概説書を作るよりも、しっかりした翻訳の方が何十倍も価値があるということで、契約法はそれほど大きなものではありませんが、膨大な会社法的全訳をやることになりました。研究会には、一橋大学の堀部政男先生も参加されていて、英法の専門家の立場からいろいろご指導を受けて取り組みました。研究会での指導は強烈で、翻訳案を提出すると、先生は大きな声で翻訳を読むわけですね。「で、これ、君、ここに書いてあるこの英語は何だ」、「right」と「inter-

est」の違いは何だ」などと矢継ぎ早に質問され、立ち往生してしまうこともしばしばでした。インド会社法の翻訳には結局完成まで足掛け3年以上かかりました。全部で700ページ近くあったと記憶していますから、あれで英語力も少しは上達したのではないのでしょうか。

——研究会にはどのような方が参加されたのでしょうか。

安田 大学からは一橋大学の堀部政男先生のほか、契約法では立教大学の澤木敬夫先生が加わっておられたと記憶しています。三菱商事の法務部の方、契約法では住友商事と三井物産の方も参加されていました。当時法律情報の補捉は難しく、企業の方には情報収集の点でもいろいろお世話になりました。また、1969年頃にインド・東南アジアで現地調査をやる機会が与えられたのですが、これについても三菱商事の在外オフィスの方には全面的にお世話になりました。なにしろ生まれて初めての海外旅行ですし、特にカルカッタで猛烈な下痢を体験したときにいただいたご親切なアテンドがなければ、調査はおろか、無事に帰って来られたかどうかわからない、と今でも思っています。

——アジ研でのそのほかの法律研究はどうだったのですか。

安田 私の入る数年前に「アジアの経済法」というプロジェクトがあったようです。おそらく文部省の科研の流れをくんだもので、それには内田力蔵先生などが参加しておられたようです。でも、少なくとも私が入ってからは、知る限り、

「法律」をメインとする研究は、1970年代に入り大内穂さん（のち立命館大学など）がやられたインド憲法の研究を除けば、投資資料調査室、そしてその後身である経済協力調査室でしかやっていないのではないのでしょうか。

経済関係法については、私が会社法と契約法の研究会を担当した後は、1971年頃から鷺尾宏明さんが来られて2年間労働法をやり、それが終わると今度は大来俊子さんが配転されてきて工業所有権を、その後は作本直行さんが環境法をというふうに研究会が続きましたが、法の概観の作成と関係法令の翻訳を2年かけてやるという方式が受け継がれていた、と思います。そのほか税法はたしか大蔵省に委託していた。この研究会とは別に、1970年くらいからでしょうか、調査研究部から安藤勝美さん（のち国際基督教大学）が来られて国際法の研究会を組織されていましたから、しばらくは国内、国際法関係の2つの研究会が動いていたこととなります。こちらの方は1969年頃に入所した石田暁恵さんがサポートされていましたが、私の知る限り、相互の研究課題の調整のようなものはほとんどなかったのではないかと思います。

——金沢良雄先生が入っていた研究会は？

安田 あの研究会はもっと後で、法律別の研究会が一巡して、その後、これらの情報をコンピュータに入れて分類検索できるようにするというLAWS^(#2)プロジェクトが始まる前後にその需要調査^(#3)と方法の検討を目的に設置されたのではなかったですか。それとの関係で矢谷通朗さん（故人）が法律職として入所した。1977～78年頃だったのではないのでしょうか。

III 現地調査と在外研究

——先ほど、最初の現地調査に行かれたとお聞きしましたが、初めて行かれた現地調査はいかがでしたか。

安田 1969年から70年にかけて40日間の現地調査をしました。当時の現地調査はそれくらいだったんですよ。40日かもっと長かった。インドに入って、もちろんその国に行くのがメインなわけですけど、デリー、それからアラハバード。その当時は、インドの法律研究はアラハバードが有名だったんです、アラハバード高裁があってね。それからカルカッタ（コルカタ）、ボンベイ（ムンバイ）、マドラス（チェンナイ）、もう名前が変わっちゃったけど。そこを5、6日ずつかけて大学、裁判所や官庁を回って、マレーシアのクアラルンプール、シンガポール、バンコクにも行ったかな。で、香港というルートだったんですよ。

——南アジアと東南アジアの違いを深く感じられたとうかがいましたが……。

安田 インドを出て、マドラスからクアラルンプールに入ったとたん、なぜかほっとしたんです。ほんとうにほっとしたんですよ。南アジアでもたとえばチェンナイ、ムンバイやコルカタあたりと、デリー近郊の乾燥地帯との間には風土的にもかなり違いがあります。大まかに言って西アジアの乾燥地帯と東アジアのモンスーン地帯ということになるのでしょうか。あのほっとした感じというのは、東南アジアと南アジア

の違いだろうけど、もっといえば、モンスーン・アジアと乾燥アジアの違いのようなものを感じたのだらうと思います。それに感性に訴える何かがあったんでしょう。東南アジア地域の人たちって、顔つきやふるまいなど我々に近いものを持っていますし。その後、アジア法の定義を考える際に、和辻哲郎や梅棹忠夫などの影響を受けて、モンスーン・アジアを「狭義のアジア」として理解し、またそこに共通する人々の一体化を軸とする「共同法理」という概念を考え出した遠因はこの経験にあるのかもしれませんが。

——じゃあ先生、担当国のインドは乾燥アジアに入っちゃったってことですか。

安田 北西の方はそうですね。最近、写真家としても有名な藤原新也さんの『全東洋街道』（集英社 1981年）を古本屋で見つけて読みました。面白いですよ。彼は、体験から、インドを真ん中にしてそれより西のアラブと東のアジアを異質の世界としてとらえて、インドを両者が混じり合った混沌として考えているようです。これは、ずっとアジアをみてきた私の実感とも一致します。

——初めての海外派遣が、1972年からということですが、そのことについておうかがいしてもよろしいでしょうか。

安田 まずインドに決まったのは当然なわけですよ。そしてインドの会社法をやってきて、その後に契約法が終わってから行ったことになるんですけども。インド会社法と契約法を勉

強していましたし、その関係で1969年に『アジア経済』（第10巻第11号）に「インドにおける会社の資本発行に対する統制」を発表しました。これは研究会報告書に加えて少なくとも一本論文を書くべきだという桜井さんの指導によるものです。そんなこともあってインドに行くことになりました。課題は、たしか「インド会社法の現状と課題」というようなもので、国家資本主義論を先進国国家独占資本主義と平行にあるものとしてとらえて、それを検討するというものでした。当時インドではガンジー政権下で独占禁止法が制定されたり、主要銀行の国有化が行われたりして、今考えれば「経済ナショナリズム」が最高潮に達していた時代のようなのです。当時室長だった田部昇さん（のち明治学院大学）に受入機関に提出する英文の計画書をほぼ全文書き直してもらった記憶があります。

——受入機関はどちらでしたでしょうか。

安田 「インド法律研究所」(Indian Law Institute: ILI) といって、現地調査で行ったときに訪問していました。デリー大学も考えたのですが、経済法をやるとなると官庁回りをやらないとだめなのですが、デリー大学はそこからかなり離れているので、ニューデリーの方がいいという判断がありました。インド法律研究所は、最高裁判所のちょうど真ん前にありましたから、交通の便もよかったということがあります。

ILIは後で考えるとフィリピンやインドネシアの大学や官庁の法律研究機関と同じく、第1次法と開発運動(Law and Development Movement: LDM)の過程で、アメリカの援助で作られたのではないかと思うのですが、建物も立派

で、所長だった S. N. Jain という行政法の大家を含む、20 名くらいいた研究者のほとんどの方がアメリカの大学で学位を取っていました。対日意識もよかったですでしょう。英語もままならず、学位も持たない青二才の研究者に対して、個室を与えてくれて、みんな親切に対応してくれました。図書館の人も親切で必要な判例や議会資料はあつという間に集めて持ってきてくれました。

——その当時の研究、先ほどインドの経済法の展開、ということでしたけれども、具体的に現地ではどういうことを研究されてましたか。

安田 実を言うとインドではこの研究はほとんどしていないのですよ。行く直前に調査研究部の大内さんがやっていたインド憲法の研究会に出入りしており、ガンジー政権下の憲法体制の変動には関心がありました。また、実際行ってみると憲法を中心に大きく揺れ動いていました。最高裁を中心とする司法・弁護士層とガンジーを中心とする国会、行政府との間で対立が先鋭化しており、最高裁長官の任命をめぐる行政府の介入によって「司法危機」が起こり、向かいの最高裁判所では当時の政権に反対して弁護士会がストをやったりデモをやったりしていました^(註4)。私は、当時の司法府に特権階級のおごりのようなものを感じて、どちらかというとガンジー政権の改革政策に共感を覚えていました。いずれにしても日本の最高裁に慣れきっている私には、なぜインドの最高裁がああも強い権威を持って行政府に対抗しているのかは不思議で、その理由を考えるのに集中しました。結局、政府改革の対立点であった農地改革をめぐる財産

権についての最高裁を中心とする判決を読むことと、最高裁判事の供給源である当時 15 ほどあった各州の高裁の調査に 2 年間で費やしてしまいました。前者では、ご存じかもしれませんが最高裁の判例には 800 ページの判例集一冊全部というのもあって読みこなすには大変でしたし、後者ではこれも各高裁の書庫の紙魚の中で資料をノートするなど結構大変な仕事でした。

前者の成果は、大内穂さんのインド憲法研究会の『インド憲法の基本問題』（アジア経済研究所 1978 年）^(註5)などで、後者のほうは、『アジア経済』の「インドの下位裁判所——裁判官の任命・昇任を中心にして——（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」（第 18 巻第 5, 8, 9 号 1977 年）という長い論文を公表しました。後者の方は、判事の構成が下級裁判所からの昇任判事が増加することによって、高裁と最高裁ももっと社会性を持つのではという仮説があったのですが、その後の「社会活動訴訟」など新しい司法の動きを動かしていったのは若手の弁護士出身の判事だったことを考えると仮説そのものが間違っていました。

——いや、でもあれ、すごいですよ。

安田 たしかに調査は大変でした。2 年間これらの仕事に使うことができたのは、今では幸運ですが、当時の私には不幸によるものでした。行く前には 1 年間のインドでの調査の後、残りの 1 年はイギリスに任地替えしてもらえという約束のようなものがあると信じており、課題のテーマの会社法はイギリスで調べればいいと思っていました。ところが申請するとそんな話はないということで、任期の 2 年後に休職で

も申請したらということになったのです。まあ、それであれだけの仕事ができたと感じます。

——それから休職でイギリスへ？

安田 任期の終わり、たしか1974年6月です。休職申請を出しましたが、これも認める、認めないで揉めまして、もうロンドン大学のLSE (London School of Economics Political Science. ロンドン大学経済政治学院) のKenneth William Wedderburn先生からResearch Studentとして認めるという許可もいただいていたので、退職することも覚悟していたところ、1975年3月までの休職許可が出ました。

7月の初めに酷暑の赤茶けたデリー空港を発って、青々とした箱庭のようなロンドンを見下ろしながらヒースロー空港にたどり着きました。あの2つの景色の違いも忘れられません。空港には当時ロンドンに赴任しておられた山口博一さん(のち文教大学)が迎えに来てくれました。休職中の貧乏学生だった間、ロンドン滞在時は山口さんにはいろいろお世話になりました。

——ロンドンではどういう勉強を？

安田 ロンドンでは学生として会社法を勉強しようということでしたから、LSEでWedderburn先生の会社法などの講義を受け、先生には2週間に一度ほど面談していただいていた。私会社の規制と公開会社の総会、証券取引所および政府による3段階の規制についての簡単なペーパーを出した記憶がありますが、それについてのコメントを受けた記憶はありません。

よほどひどかったのでしょうか。残りの時間は、図書館にこもってイギリス会社法とインド会社法についての歴史資料や文献を片っ端からコピーして読んでいました。これらは、いつかきちんとした論文を書こうとずっと保管していましたが、名古屋大学を退職するときに処分してしまいました。でも、そこで得たものは、帰国後、『アジア経済』などに掲載したインド、マレーシア、シンガポールやオーストラリアの会社法に関する論文に活かされているはずですよ^(註6)。

IV 海派帰任後

——研究会の企画——

——ご帰国は？

安田 1975年3月です。しばらくは大来さんがソビエトに行くということで、工業所有権法の2年目の研究会を引き継いでやっていました。これは事務局の仕事だけで分担はしていません。時間を見つけて、インドの憲法関係の論文と会社法関係の論文は吐き出すことに専念していたと記憶しています。調査研究部の山口博一さんの研究会にも入っていましたね。

そのうち、例のLAWSプロジェクトが沸き起こった。先の金沢先生が関係されたプロジェクトです。このプロジェクトは、要するに、これまでやっていたアジア各国の投資法、会社法、契約法、労働法、工業所有権法、それに環境法もあったかな、これらの法律の英語テキストに分類コードを付けて、コンピュータ入力し、端末で、分類コードで検索して条文そのものを参照することができるようにするという当時とし

ては画期的なアイデアでした。桜井さんは、当然私も参加するものと考えていたようですが、私は反対しました。コード化についてはすでに会社法と契約法のプロジェクトのときに対象国8カ国についてやっていたのですが、例えば、大陸法系の韓国、台湾、タイやインドネシアとイギリス法系の国々とは体系そのものが違いますから、これを統一コードで分類することは不可能に近い、と考えていたからです。でも、すでに既定の方向だったらしく、このプロジェクトはどんどん進行していきました。最終的に、大来さん、それに鷺尾さんもやっていたかな、を中心にプロジェクトが立ちあげられました。これには毎年現地訪問ができるなど当時としては潤沢な予算があったようだけれど、私はこれには直接加わらず、下請けとしてたしか会社法と契約法のコード作りと分類作業だけを担当しました。5年くらい続いたのかしら。桜井さんには悪かったかなと思うけれど、判断としては私の方が正しかったと思っています。

——矢谷さんもその頃…。

安田 そうそう、矢谷さんも LAWS がらみで入ってきました。それで、大来さん、鷺尾さんと作本さんが協力しながらやっていたのではないのでしょうか。毎年海外に行けるのはうらやましかったけど、外注が多いようでその管理が大変だったようです。私は与えられた仕事をするだけで、マネージメントにはまったく参加しなかったから、具体的にどういう問題があったのかについての詳しいことはわかりませんでした。でも大来さんがいろいろこぼしていたのはよく覚えています。その結果でもあったのでしょうか。

が、だんだん縮小されていったのではないのでしょうか。でも、いつどういうことで結末を迎えたのかはよく覚えていません。

——この LAWS と並行して、あるいはその後ぐらいですか。今度は山崎利男先生が主査で、アジア諸国の商事法制度の調査委員会ができて、その成果として山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度』（アジア経済研究所 1980年）が出たようなんですけども、これは実は、今回の特別連載の第2回目（第51巻第5号、58～59ページ）で、末廣昭先生（現東京大学）が述べられているんですが、研究会の主査のリーダーシップをもっと明確にしようという問題意識から新しい動きがあったと。そこで安田さんが、アジア各国の憲法や民法などの法律について、横並びの比較ができる本を作ろうとして、共同研究をスタートさせたと、非常に評価された言及をされていて、古本屋でも高値で売られていたというエピソードまで書かれているんですけども、この1979年、80年に出された研究会についてはどういうことでしたか。

安田 LAWS を「やらない」と言うためにも、それに対応する何かを自分はやらないとだめだということがひとつあったと思うんです。そこでこれまで研究所がやってきた経済法調査の基礎にある法制度そのものをサーベイすることを考えました。当時商社や渉外弁護士事務所では個別の実定法の情報と知識はかなり蓄積されつつありましたが、このような基礎的な仕事はやはりアジ研のようなところでやるべきなのではと考えたのです。例のインドの下位裁判所の原稿を書いたときに厳しく指導してもらった山崎

利男先生とも話しているうちに、そういう作業が必要であり、かつ可能であるということになりました。

おそらく予算上、昔の研究会費が残っていたのではないのでしょうか。それでまず、1年間のしかも現調もついていない研究会をやりました。まったくの文献調査でしたが、統一の目次項目を作って各国を比較可能な形で概観するという方式自体は、会社法や契約法でもやっていたので新しい方法ではありません。末廣さんが言っておられるのは、項目をどう作るのかは結局企画者の関心によりますし、そこでは主査の主体性が重要である、ということではないでしょうか。いずれにせよ、かなり詳しい調査項目を作ってメンバーにお願いしました。私を含めてメンバー全員が当時は無名で若い人たちであったこともうまくいった理由だったかもしれません。たしか、編集のために本郷の旅館に山崎先生と私費で土日合宿したことを記憶しています。

当時の経済協力調査資料はタイプ刷りで装丁もよくないのに高かったのですが、別に宣伝もしていないのにすぐに品切れになり、この種の本としては珍しく改訂増刷をしました。時宜もよかったのでしょう。古本屋で高く売っていたという話は初めて聞きました。

——それまで法律をメインにみていくことから、法制度、司法制度全体をみてこられてきて、そういう中で、広い意味での制度をめぐる問題を、次のステップの課題として認識されていたということですか。

安田 認識してはいました。というよりもこの調査をやっていく過程でその必要性を感じ始め

ていったというのが正確でしょう。ひとつは、これまで個別的にやってきた企業法制をひとまとめにして国別に全体的に概観できるようにするということです。大きくいえば一国の経済法制の鳥瞰図のようなものを作るということでした。そこまでやれば、各国の経済や社会の中で法制のあり方を考えることができるはずで、それで第2にこのように蓄積された知識を基礎にして、個々の参加者が本当の意味での比較の論文を書くことができるのでは、と考えました。

まず第1段階ですが、この成果が『アジア諸国の企業法制』（アジア経済研究所 1983年）です。これには谷川久先生に主査になっていただきました。でも、具体的な作業は、法群と呼んでいましたが、個別法を担当する人たちを中心にやりました。各々かなり詳細な目次を作って各国別に概説をしていくのです。この目次も担当者とかなり詰めて作成しました。国も法群も多数に上りましたが、字数は限られるので、担当者はまとめが大変だったと思います。編集の方も大変でした。執筆者に厳しいことをお願いしたこともありました。これは結局1年の研究会では終了せず、その編集のためにさらに1年くらい使ったのではないのでしょうか。出版年は1983年になっています。ページ数も700ページ近いものでした。値段も高かった。

——7600円ですね。当時。

安田 でしょう。でも結構売れたのではないかと思います。10年くらい前アジ研に来る機会があったときに書店にまだ陳列されていたけれど、あれは増刷版ですね。

その後、第2のステップとして、もう少し社

会の問題、それから経済発展とか、社会発展とかというような中で、法を考えてみようと思いました。対象としてはASEANに絞りました。当時、ASEANが注目されはじめていたのでその法統合の中で考えてみたいというのが基本的な発想でした。「企業法制」の各法群の担当者には、これまで無理をお願いしていたので、今度はその作業の中で考えたことをベースに自由に論文を書いてもらうということにしました。それと国際組織を扱うということで村瀬信也さんなど国際法の専門家にも参加してもらいました。たしか1年目の成果は、『アジア経済』にASEAN法の特集(第26巻第10号 1985年)として、2年目は、安田信之編『ASEAN法——その諸相と展望——』(アジア経済研究所1986年)を出しました。これと並行して、特別海外共同研究という枠組みを使って、3年間“Corporation Law in ASEAN Countries”というプロジェクトでフィリピン、インドネシア、タイの企業法の共同研究をやらせてもらいました^(註7)。これは各国の研究者と共同研究するというものでしたが、1カ月近く現地滞りして現地専門家といろいろ議論をするというのは、各国の法制や社会を理解するのに大変役に立ちました。3年間連続して実施するにあたっては当時海外業務室長だった平島成望さん(のち明治学院大学)にご尽力いただいたようですが、それなりに成果は出たと思っています。『フィリピンの法・企業・社会』(アジア経済研究所1985年)もその成果のひとつです。この間かなり猛烈に仕事をしていますが、これが可能だったのはずっと研究会幹事としてサポートしてくれた作本直行さんのおかげです。

V アジア法の3法理の提唱

——先生は、1986年の『アジア経済』の300号記念特集(第27巻第9・10号)で、発展途上国の法というか、「第三世界の法」のなかで、やはりアジア各国法の全体構造の理解のためには、社会経済的な視点だけではなくて、文化的な視点の導入が不可欠であるということを書かれているんですけど(100ページ)、1985年に出された『フィリピンの法・企業・社会』というのはやはりその成果のひとつとして位置づけられる……。

安田 そういうことを言っていましたか。文化に対する視点がより明確になるのはもっと後のことだと思っていましたが……。でも、先の『法制度』のため総論というか方法論として1981年『アジア経済』に掲載した「アジア法の3法理」のうちの「共同法理」の発想は基本的に文化に関係するものだと言っていいですよ。アジア法の理解のためにはそれまでの「指令」(論文では統制)と「市場」という普遍的な2分法的枠組みでは不十分で、伝統的共同体を念頭においた一体化を軸とする「共同法理」を加えて3つの分析軸を設定する必要があるというのが趣旨でしたから。あの論文は最初「研究ノート」として提出したのですが、当時の編集者の岩佐佳英さんが巻頭論文に持ってきた。中村尚司さん(のち龍谷大学)や岩田昌征さん(のち千葉大学など)なども評価してくれました。その後のすべての私の研究はこの3法理を基本にしています。『フィリピンの法・企業・社会』は海外共同研究の成果の日本語版と

いうところですが、この枠組みの中で書いていたはずだから、その視点はあったのでしょうかね。

——1980年代は積極的に活動なさっていたのですね。

安田 そうですね。30代から40代ですから仕事が面白かったのでしょうかね。仕事のほかにも、基本的にはアジ研の中でのことですが、いろいろと所属部を超えた研究上の交流をしていました。なかでも1985年頃だったのでしょうか。今岡さんと末廣さんはまだいたかなあ。村嶋英治さん（現早稲田大学）、長沢栄治さん（のち東京大学東洋文化研究所）、米倉等さん（現東北大学）、池野旬さん（現京都大学）、山本裕美さん（現中央大学）などと就業時間後にインフォーマルな研究会を続けていたことも懐かしい思い出です。2週間に一度くらいで各々がテーマについて話題を提供してそれをネタにみんなで好きなことを言い合って、最後は四谷のたしか「わらいじょうご」という飲み屋でわあわあと打ち上げるといったものでした。ヌガラが国であるとか、タイでは政治集会の前に歌会があるとか、イスラムに傾注するのは地方出身者であるとか……。覚えているのはそういう話ですが、面白かった。本にできればなどと考えているうちに2度目の海外派遣ということになりました。現在もみんな大学で活躍されていますね。

——それはアジ研の人だけ？

安田 アジ研の内部の人たちです。当時は、大学アカデミズムとはほとんど関係がなかった。アジア法という分野がまだ認知されていなかった

たこともあるのですが、1976年に内田力蔵先生のお勧めで比較法学会でインド会社法について、81年には千葉正士先生のご紹介で法社会学会で報告した際に学会に入りましたが、その後はそれほど真面目には参加していません。むしろ、あの当時はアジ研の人たちの方がなんとなく輝いてみえていました。そこで生意気にも何かアジ研学派のようなものが作れるのではという妄想もありました。そういえば、大学といえば、千葉先生が例の3法理を高く評価してくださり、この頃、先生がやっていた科研のスリランカの多元的法体制のプロジェクトにもお誘いいただいて、それ以降もいろいろお付き合いいただきましたが、まだ当時の大学法学部の先生方は、インド憲法研究会に参加されていた下山瑛二先生など少数の例外を除いて、全般としてアジアないし途上国研究についてほとんど関心を持っていなかったのではないのでしょうか。

——そうすると、その時期というのは、経歴を拝見いたしますと『アジアの法と社会』（三省堂 1987年）をまとめられている期間と重なるような気がするんですけど…。

安田 方法的にみれば、先に述べたように、例の「3類型論」が出発点でしたが、その後のアジ研のプロジェクトやインフォーマルの研究会などで、基本的に、法を政治＝指令・権力、経済＝市場および社会＝共同という異なった社会相＝法理で分析する方法が有効ではないかという考えがだんだん練られていったのだと思います。もっともアジ研プロジェクトは共同研究ですから、自分の考えを強く出すということはしなかったと思いますが、自分の分担部分などで

は積極的にこの考えを深めていったことは事実です。

あの本は1986年半ば頃に話がありましたから、たしかに例のインフォーマル研究会の時期と重なっています。また、政治、経済、社会という構想の明確化には研究会で話し合ったことが大きく影響しているかもしれません。そのほかにもASEAN法の編集など、この時期かなりの密度で仕事をしていましたから、それらの思考の流れそのものが、あの本に向かったような気がします。なにしろ、アジ研原稿とは別に半年で400字詰め1000枚程の原稿を書き上げたのですから。1987年6月に海外調査員に出かける時にはゲラをもっていった記憶があります。

——調査員に行かれたのはインド法律研究所とロンドンのSOAS (School of Oriental and African Studies. ロンドン大学東洋アフリカ研究学院) ということですが、もう一度インドとイギリスに行かれようと思った理由は何かありますか。

安田 やっぱり最初の海派から10年以上経っていますから、両方ともどう変わっているかということを知りたかったということがあったと思いますね。実を言うと、その時作った研究計画の内容を思い出せないんですよ。おそらく『アジアの法と社会』は完成しつつあったはずだから、それをベースにしたはずなのですが、前回の海派に比べてあまり緊張感がなく、調査員としての成果は実に微々たるものです。

まとまった成果は思い出せませんが、当時『国際商事法務』誌上に「インド通信」(Vol.16,

No.1~No.9, 1988年)と「ロンドン通信」(Vol.17. No.1~8, 1989年)を毎月結構力を入れて書いていた。今読み返してみても面白いし、しっかり考えていると思うのですが、きちんとした「論文」というのはたしかインドではポパル判決の分析^(註8)と『アジア経済』上のイギリスのマイノリティ問題^(註9)のものくらいではないでしょうか。

でも、今考えると「グローバリゼーション」がまさに世界的に展開する時期で、インドではサティ事件やダウリー殺人の多発、イギリスではサッチャー政権下での教会や労働組合との対立など社会の急激な変化が目撃できました。その中で、社会を動かす力として、「市場の力」と「社会の凝集力」という力概念を思いついて、これが3類型論とともに、私の社会と法認識のもうひとつの分析枠組みになっています。この概念については、最近広渡清吾さんから末弘(巖太郎)理論の「力の2元性」と類似しているとの指摘をいただいています。当時おそらくグローバリゼーション下で猛烈な勢いで「市場化」しつつあったインドとイギリスの2つの社会の観察から思いついたことで、「市場の力」という語は当時イギリスの新聞などによく出ていた“Market Force”の直訳です。

——その後帰国されてから、研究会あるいは著書のネーミングに「開発法学」というのが、多くみられるようになったと思うんですけど、それはどうしてなんですか。

安田 もうひとつの成果はこれに関するものです。イギリスではSOASにいたんですけど、SOASとWarwickの2つの大学で、MAコー

スとして Law and Development Program が開始されるのに出くわしました。「法と開発」研究については、1980年代の研究会で読んでみんなで内部資料として翻訳したこともあるし、『アジアの法と社会』でも結構詳しく検討しているのですが、70年代後半には本場アメリカで姿を消しています。私の『3類型』は主観的にはその限界を突破するために「共同法理」を加えた3類型を提唱したとも位置づけられます。同名のコースがイギリスで開始されたことは、まさに1990年代の全面的な復活の走りだったわけです。SOASではPeter SlinnさんとMichael Andersonさんが、WarwickではYash Ghaiさんが担当していました。前者にはできる限り授業に参加しましたが、かなりアフリカの法律実務に傾斜していたと記憶しています。WarwickではGhaiさんが話に来いということで例の3類型構想を話しに行きました。予期しない高額の謝礼をもらったので、どうしていかかわらず、彼のゼミに寄付した記憶があります。そういえば、3類型論についてはロンドン大学国際比較法センターのセミナーでも話しました。英語力の問題もあったのですが、「共同法理」については十分に理解してもらえませんでした。その後もいくつかのところで話していますが、やはり同じです。今では、欧米人には「共同」という言葉の意味が理解できないのではないかとったりしています。

いずれにせよ、Law and Developmentには“Movement”の側面と“Study”との側面があると思いますが、このStudyの側面をしっかり発展させてひとつの学問体系として構築できないか、と考えながら帰国しました。その成果が、安田信之編『第三世界開発法学入門』

(アジア経済研究所 1992年)で、「開発法学」というネーミングはそういう思いからです。今では「法整備支援」というMovementを表現するようにも使われているようですが……。

——ちょっと前後するかも知れないんですけど、千葉正士先生との出会いの話に関心があるんですけれども……。

安田 千葉先生についてはアジ研に入ったころだったと思いますが、『法律時報』の長い連載「法と文化」^(註10)を見つけて、結構真面目に読んでたんだけど、当時は先生の面識を得るなどは想像できませんでした。直接の面識を得たのは、たしか1980年の神奈川大学での法社会学会で報告した際に、その後お話ししたようにいろいろご指導を得ていました。

——安田先生の3法理ができる過程において、その千葉先生との議論というのは……。

安田 千葉先生から教わったのは、おそらく固有法の考え方だと思いますね。でも、千葉先生はおそらく不満だったと思うんですけど、私はそれをかなり千葉先生の議論とは変えています。先生は、固有法をかなり限定的に使用し、移植法を日本における儒教法も含むとして、単に他の文化圏から移植された法律全般を指すものとして考えられていたようです。これに対して、私は固有法を儒教やイスラム法、アジアの伝統法を含むものとしてかなり広く解釈する一方で、移植(移入)法を近代西欧の拡大とともに非西欧諸国に移植された西欧近代法として限定的に使っています。ただ、共同法理を「一体化」と

して概念化できたのは、先生が日本法のアイデンティティ原理とされた「アメーバ法理」の影響があります。

また、後期に提唱された移植法・固有法、公式法・非公式法と実定法と法原理だったかの3つのダイコトミーとアイデンティティ法原理については枠組みとしては理解できるのだけれども、緻密すぎて私自身はそれを分析にどう使っているかわからない、という気がしていました。どこかでも書いていますが、むしろ前期の法原理→公式法→非公式法だったかの方が私には理解しやすいという気がしています。最近提唱している「規範」、「制度」および「文化」という3つの法の三層構造は、どこかでも書きましたが、恒藤理論^(註11)とともに、この先生の前期の理論の影響を受けているのかもしれませんが、少しレベルが違いますが…。

千葉先生からは何度か理論のすり合わせを提案していただきましたが果たせませんでした。これには先生はご不満だったかもしれません。でも先生の理論は角田猛之さんを中心に継承が進められており、その中で、藺巳晴さんが2つの理論の接合を試みられています^(註12)。

先ほど「文化」について話が出ましたが、私は文化を「共同社会」とほぼ同義に使用しているのですが、最近の法文化論をみると、この点をもう少し詰めねばならないという気がしています。

——1988年から89年はアジア法研究のひとつの分水嶺だったとお考えになられているようですが、これは先ほどおっしゃられていた、自由化・グローバリゼーションによって…。

安田 それも関係あるかもしれませんが、でもあったのはもっと日常的な印象です。『アジアの法と社会』を出したことは話しましたが、三省堂から本を出すとき最初『アジア法』という名を冠したタイトルが付いていました。でも、編集員会で検討した結果「アジア法という概念は成立しない」ということでタイトルをこのように変えたと聞きました。おそらく学界の権威などの話を聞いたうえのことなのでしょう。1986～87年のことです。ところが、1989年帰国前後ですが、この権威を象徴する『法律時報』誌上の論文^(註13)のなかで、一橋大学の杉原先生だったと記憶していますが、「アジア法」という語が、講義名だったと思いますが、使われていたのです。その時、この2年有余で日本の学界も大きく変わりつつあるのではと感じました。この間、杉原先生が書かれたたしか憲法関連の学会のほか、この期間法哲学会も1987年に神戸で国際学会が開催されていました。その中で急速に法学界のなかでもアジア法への関心が急速に盛り上がったのではないのでしょうか。たしか1992年から『法律時報』の学界回顧では「アジア法」というジャンルが始まったのでは。

——ソ連が崩壊し、いわゆる冷戦が終了したということですね。

安田 ひとつにはそれがあると思います。それからもうひとつは、やっぱり日本の法学の中で、今まで西洋法、欧米法というようなものを学んできたことだけでは、もう成り立たないんだということが、かなり明確に出てきたんじゃないですかね。その頃、一橋大学での韓国と日本の

憲法裁判の比較研究の報告会に出たことがあるのですが、面白かったのは、結論が憲法裁判については韓国の方が進んでおり、日本の制度はだめだというような内容だったことです。それまでは、日本法は韓国法より「進んでいる」ということが当然の前提にあったのではないかしら。ところが韓国の制度を調べてみると、韓国の方が進んでいると結論せざるを得ない。そこから、欧米を媒介としてアジアの法をみるという視点から、より直接的に例えば韓国の制度を観察するないし韓国の学者と共同で比較するという方向が明確になったのではないのでしょうか。

考えてみるとこの頃から日本の国際化は急速に進んでいますが、それはかつての欧米を中心とするものではなく、アジアを前提とするようなものではなかったのでしょうか。学界でも1990年代前半にもアジアを中心においた大規模な国際学会がたびたび開催されています。国際法社会学会とか国際憲法学会とか、そのほかにもかなりのアジア・国際学会があったのではないのでしょうか。また、この頃から大学の法学部でもアジア法の講義が増えていったという印象を受けています。

VI 大学転出後の研究生活

——1992年に大学に移られましたね。どういう経緯だったのですか。多分引きも強かったと思うんですけど、アジ研はもうちょっと魅力を感じられなくなっていた…。

安田 『アジアの法と社会』は海外にいた1988年に発展途上国研究奨励賞を、89年に大平正

芳記念賞をいただいたのですが、そのせいか、帰ってきた当初所長が会ってくれました。そこで、研究についての希望があれば何でもいいから言え、ということでしたので、ちゃんとした研究環境、本を買うための個人図書費、それにタイムレコーダーの廃止という3つの希望を出しました。でもその後まったく音沙汰がなかった。

仕事としては、たしか先に話のあった『第三世界開発法学入門』のための研究会をやりました。その時は桜井さんにも参加していただいて、小林さん（聞き手）はもう入所していましたよね。でもその次のステップはどうも自分の中でははっきりしませんでした。やはり共同研究主義というか、プロジェクトを立ててメンバーを引っ張っていくというのがしんどく思い始めたのかもしれない。でも個人研究もきちんとは制度化されていなかった。そんな頃です。名古屋大学で新しく作る開発系の大学院でアジア法を担当しないかという話があったのは。基本的には期間の制限がなくゆっくりとした時間とスペースで研究がしたい、という思いがその話を受けた一番の理由ではないかと思います。

——大学はどんな印象でしたか。

安田 ゆっくりした個室、時間の余裕、比較的潤沢な研究費という点ではよかったと思います。ただ、しばらくすると、やはり蝸壺的というか個人研究が中心ということが気になりはじめた。それに関係しますが、例えば、海外調査の必要があっても基本的には自分で資金を集めて、業者と個別に折衝しなければならない。最近は科研の枠が広がっていますが、移った当時は海外

調査には一般科研も大学の個人研究費も使えなかった。アジ研の場合、基本的なプランさえしっかり立てれば、後はしっかりした事務機構がサポートしてくれていました。まさに海外研究については、アジ研が大企業的研究組織とすれば、大学は個人ないし中小企業のレベルではないでしょうか。特に私の場合、アジ研の事務組織にすべてお願いしていたから、自分でそういうことをやるのに慣れていない。ずっと大学にいた人はそれなりにノウハウを蓄積したり、事務部門との人間関係を利用したりしていたようですが、新しく来た人間にはまったくそういう経験がない。

その結果文献中心型の個人研究にならざるを得ない。当時から大学でもそれに対する反省の動きがあったようですが、実際にはその辺の動きもそれほど一般化していないという状況でした。それで、私の場合、海外調査は、そういう能力のある人たちの組織するグループ研究に参加してやるという形になってしまいました。結局行きつくのが文献調査というか資料を丹念に読みながら考えるという方向ですね。でもそれも悪くはない。

——大学に移られてからの教育や研究はどういうことをなさっていますか。

安田 今話したように、大学ではある意味ではほぼ完全な個人研究でしたが、それでもいろいろ共同研究的なものはあった。なかでも、今井弘道さんや鈴木賢さんがやっておられた北海道大学の東アジア法研究会には長らく参加させてもらいました。毎年、韓国や中国に連れて行ってもらい、その中で中国法、東アジア法につい

てのいろいろな考えを学びました。その過程で、アジ研時代の最後に考えた「開発法学」を基礎に自分なりの体系を確立できたと思っています。

『開発法学——アジア・ポスト開発国家の法システム——』（名古屋大学出版会 2005年）がそれですが、基本的には『アジアの法と社会』を発展させたもので、枠組みとしては、3つの法理と3つの社会、それから2つの力、そして法の三層構造などからなっていますが、今でもこの枠組みは有効であると考えています。もう学派というのは絶望的ですが、まあ、日本では、まだまだ研究とは関係のない個人的な関係が「学派」と大きく関係していることを考えると、これも仕方ないことでしょう。2000年初めに小林さんや今泉さんにも手伝ってもらって、アジア法研究者仲間で作った「アジア法学会」が、学派ではありませんが、日本のアジア法研究のセンターの役割を果たしつつあることはアジア法研究にとって明るいことだろうと思います。

現在は関西大学に移って10代の若者を相手にして一般教養に近いことを教えていますが、アジアや開発途上国の問題や国際協力に関心を持っている学生たちも結構いるようです。彼らが将来どのようにアジアないしその法とか制度を理解して行くのかは興味ありますね。若い人たちの間では、アジアという概念そのものも変わりつつあるようですから。

VII 今後の課題とアジ研への期待

——最後に、今後の研究課題やアジ研に対する期待をお聞かせ下さい。

安田 個人の研究課題については、もう年です

から『開発法学』で考えた以上に新しいことを思いつかないだろうと思います。でも、あそこで出した「規範」、「制度」および「文化」という法の三層構造にはまだ考えることがあるように思っています。特に制度と文化の関係ですね。「制度」の概念はノースなんかを読んで考えついたのですが、「文化」については、おそらくノースはインフォーマルな制度の一環として考えているのではないかと思います。彼は、フォーマルな制度というか規範や制度とインフォーマルな文化の間には、一定の時間的差異があるにしても基本的には同質のレベルで考えられているように感じます。西欧という伝統の中ではそれはいいのですが、公式の法システムを全面的に近代西欧法から移植させられた非西欧世界では、もちろんこれも長い歴史の中では融合するのでしょうかけれども、西欧近代が世界に拡大してからせいぜい200年しか経過していない現段階では、まだまだ、非西欧世界の固有の歴史や伝統つまり文化と対立する側面が多いのではないかと感じています。むしろ、進行中のグローバリゼーションというのは、この異質な価値が対立・相克を繰り返しながら融合して、新しい地球システムを創造しつつあるプロセスなのではないかと考えています。

そういう視点からみると、例えば、日本の法整備支援などをみていると現地の文化の尊重などという言葉は出てきてはいますが、法務省の文献などをみていると、結局のところ、現地の社会や文化のあり方をしっかり考えることなく——もっともこれを考えることは大変な作業ですが——、基本的には欧米モデルの「近代的」法制度をいかに移植するかということに終始しているようにみえます。また、現在のアジア研

法律研究を十分にフォローしているわけではありませんが、この視点からみると疑問もわいてきます。我々の頃とは異なり、若い頃から欧米に海派留学した人が増えていることによるのかもしれませんが、どうも欧米の分析手法をそのまま適用するか、反対にそれに半ば感情的に反対するという傾向を感じないではありません。たとえば、最近流行の「所有権」にしろ「権利」という概念にせよ、これらの言葉が西欧の土壌から生成されたある種の限定付きの概念であるにもかかわらず、それに対する社会的限定を考慮することなく、それを鵜呑みにしながら考える傾向はないでしょうか。欧米の学者がそれを異なった社会の分析用具として使うのは誤りであるとはいえ、それはある種の状況被制約性として許容される面もあるのでしょうか、どうもこれらの概念と実際の生活感覚との差異に、ある意味では悩まされたはずの日本の研究者が、欧米の学者と同様にこれらが無反省に使っているとしたら、日本人たる研究者のメリットを自ら放棄しているような気がします。

最近、UNDPや世銀などの「貧困者の法的エンパワーメント」関係の文献をみる機会がありました。インフォーマル・ジャスティスとか伝統的所有権というような語がよく出てきます。これらの国際開発機関でも非西欧諸国の開発のための制度を考える場合、自分たちが当然と考えてきたことがそのままでは適用できないということを理解しはじめたのではないかしら。本来なら先に言ったように、日本の研究者が、この問題について語る資格を持っているはずなのに、それを意識した「法と開発研究」は今のところ日本からは発信されていないようです。開発研究機関でもあるアジア研の法律研究の意義

はこのあたりにあると思うのですが……。

——お話の中で私たちへの宿題をかなり頂戴することができました。長時間にわたり、非常に有意義なお話をいただきました、どうもありがとうございました。

(注1) 「II 企業取引と法」, 「III 企業の国際的活動と法」(『岩波講座現代法9 現代法と企業』所収)。

(注2) 開発途上国法のコンピュータによる検索システム (Legal Advice and Watch System)。主要国の外資法, 会社法, 契約法, 労働法, 税法, 工業所有権法の6法令を全文コンピュータに入力し, 検索のためのコードを付した検索システムを目指した。

(注3) 金沢良雄・桜井雅夫編『わが国における国際経済協力関係法の調査研究状況』アジア経済研究所 1977年。

(注4) これについては, 「インドにおける『司法危機』」(『アジア経済』第15巻第1号 1975年) 参照。

(注5) 「インド憲法における財産権——財産権の変容と国家政策の指導原則——」

(注6) 「1974年インド会社改正法について」

(『アジア経済』第17巻第6号 1976年), 「マレーシア・シンガポールにおける会社法の発展 (I) (II)」(同第20巻第7, 9号 1979年), 「オーストラリアにおける連邦会社法の生成過程」(同第19巻第12号 1978年) など。

(注7) 国別に *Corporation and Law in ASEAN Countries* のタイトルで刊行 (IDE, IRP Series, 41 (1984年), 49 (1985年), 58 (1986年))。

(注8) 「ボパール事件——ジャバルプル高裁判決の概要——」『国際商事法務』Vol.16, No.7, 556-562。

(注9) 「イギリスのマイノリティ問題」(『アジア経済』第30巻第6号 1989年)。

(注10) 全12回 (第49巻5~7, 9~11号, 第50巻1~6号)。

(注11) 例えば, 恒藤恭『法の精神』岩波書店 1969年参照。

(注12) 「グローバルな状況下における法文化認識へ向けて——千葉正士と安田信之の法文化概念の再考と接合の模索——」角田猛之・石田慎一郎編『グローバル世界の法文化——法学・人類学からのアプローチ——』福村出版 2009年。

(注13) 「法学におけるアジア諸国との交流」『法律時報』第60巻第9号 1990年9月号。

特別連載終了にあたって

昨年4月から始まった特別連載「アジア研の50年と途上国研究」は今回をもって終了します。ご愛読いただき、ありがとうございました。この連載が途上国研究のこれまでを理解し、これからの展望にご参考になったことを祈っております。また、インタビューに応じていただいた先輩の方々、インタビューに向向き、原稿を整理していただいた方々、連載の企画・運営にあたったものとして心より感謝申し上げます。

2011年3月 佐藤幸人・川中豪・濱田美紀

お詫びと訂正

本誌第 51 巻第 12 号に下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

記

箇所：79 ページ（注 3）

- 誤 1966 年受賞。アジア経済研究所長期成長調査室『アジアの経済成長と域内協力』アジア経済研究所 1965 年。
- 正 1981 年受賞。アジア経済研究所総合研究開発機構受託調査プロジェクトチーム『アジア諸国の急速な工業化とわが国の対応——韓国、台湾、香港、シンガポールを中心として——』総合研究開発機構 1980 年。